

分収林施業転換推進事業（新規）

【平成30年度概算決定額 60,000（－）千円】

事業のポイント

林業公社等が管理している分収林について、分収比率の見直し等により収益性の向上を図るとともに、契約満了後の伐採・更新を円滑に進めていくため、更新費用の軽減に資する針広混交林化への誘導を進め、森林の公益的機能の維持・向上を図ります。

- ・ 林業公社等が管理している分収林については、木材価格の下落等によって採算性が悪化する一方、造林及び保育に要した借入金の残高の累増により、その計画的・効率的な森林整備が困難になっています。
- ・ また、上記のような状況から、分収林契約の満了後に伐採跡地が土地所有者に返還された際、再造林費用を捻出することが厳しいという課題もあり、森林の公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれがあります。
- ・ このため、分収比率の見直し等により収益性の向上を図るとともに、契約満了後の伐採・更新を円滑に進めていくため、更新費用の軽減に資する針広混交林化への誘導を進めることが重要になっています。
- ・ 所有者不明等により契約変更が困難な契約は、分収林特別措置法による契約条項の変更特例を活用することにより、契約変更等を進め、分収林契約に係る収益性と森林の公益的機能の維持・向上を図ります。

政策目標

針広混交林へ誘導する分収林の割合 平成28年度：30%→平成34年度：40%

<内容>

契約期間満了後の林地の適切な更新を確保するため

- ① 針広混交林化に必要な施業体系への変更に向けた合意形成
- ② 分収比率の見直しに向けた合意形成
- ③ 所在不明者がある契約等における所在不明者の特定作業や相続者の権利関係の確認作業

など、都道府県協議会が行う契約内容の変更の手続きに必要な経費に対して助成

<補助率>

1／2

<事業実施主体>

都道府県協議会

<事業実施期間>

平成30年度～34年度（5年間）

[担当課：林野庁整備課]

分収林施業転換推進事業（新規）

現状及び課題

- 林業公社は、これまで約40万haの森林を分収方式により造成してきたが、その経営は厳しい状況。
- これまでは、長伐期化等を図ることで一定の収益が期待できる森林では、契約期間を延長。
- 今後は、資源が充実していく分収林について、伐採・更新を円滑に進めていくことが必要。
所在不明等により、契約変更に着手できていないものもあるが、期間延長した分収林においても、森林の公益的機能の維持・向上を図るためには、契約期間満了後における確実な更新が必須。

対 策



- ◎ 契約満了後の確実な更新等による森林の適切な管理に向けて、
 - 針広混交林に必要な施業体系への変更
 - ・ 契約期間満了時に針広混交林化を図るため、契約期間内に広葉樹の導入を促進する施業体系へ変更
 - 分収林契約における分収比率の見直し
 - ・ 主伐時等における収益の向上を図るため、分収林契約における分収比率を見直し
 - 所在不明契約者の特定作業や、相続等による権利関係の確認作業の実施
 - ・ 契約変更が進まない要因である所在不明契約者の特定作業や、相続等により契約当事者が変更となっている契約についての権利関係の確認作業を実施し、契約変更を促進
 - 施業転換等により林地の更新が難しい森林に係る分収林契約の解除等
 - ・ 分収益による再生林や針広混交林化が難しい森林については、分収林契約を解除して皆伐を回避するとともに、必要に応じて森林施業の受委託契約を促進

効 果

- 針広混交林への施業転換の促進による林地の確実な更新
- 契約変更等の円滑な実施
- 分収林の適正な管理経営を通じた林業公社等の経営の健全化



森林の公益的機能の維持・向上と収益性向上による公社の経営改善